

# 藤沢市携帯電話（スマートフォン）に関する環境構築及びサービス提供に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本要領は、藤沢市携帯電話（スマートフォン）に関する環境構築及びサービス提供に係る公募型プロポーザルを実施するにあたり必要な事項を定める。

## 2 事業者の選考

事業の実施にあたり、広く民間事業者のノウハウや知識、経験等を活用するため、企画提案（プロポーザル）方式により受託事業者の募集を行い、応募のあった事業者による提案内容を総合的に審査して、受託事業者を選考する。

## 3 役務の概要

### （1）役務の名称

藤沢市携帯電話（スマートフォン）に関する環境構築及びサービス提供

### （2）業務の内容

藤沢市携帯電話（スマートフォン）に関する環境構築及びサービス提供に係る仕様書（別紙1）のとおり

### （3）契約期間

契約日から2029年（令和11年）3月31日まで

※契約日については、2026年3月中を想定。

### （4）提案の上限額（見積書の金額）

23,382,000円（税込み）

本案件は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、各年度において予算の減額等があった場合は、契約を解除することがある。

長期継続に係る複数年期間の総額を見積書に記載すること。

## 4 発注者及び提案募集事務局

### （1）発注者 藤沢市長 鈴木 恒夫

### （2）提案募集事務局

藤沢市 総務部 行政総務課 総務担当

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎7階

電話：0466（50）3586

メールアドレス：fj-gyousei@city.fujisawa.lg.jp

## 5 参加資格

募集開始日から契約締結日までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

### （1）参加申込書の提出の際に、次に掲げる書類の提出をすることで、参加を認める。

なお、書類の提出がない場合、又は書類に不足がある場合は、参加を認めない。

- ア 定款及び登記簿謄本
- イ 決算書（貸借対照表及び損益計算書等）の写し（直近1年分）
- ウ 次に掲げる納税証明書（滞納等の記録がないもので、参加申込書提出日前3ヶ月以内に発行されたもの。なお、税目が該当していても、その税額が0円又は課税されない場合は、その旨がわかる証明書を必要とする。）
- （ア）市内に事業所がある場合
- a 法人税、消費税及び地方消費税  
　　提出する決算書と同じ年度の納税証明書、もしくは、未納のないことの証明
- b 法人市民税  
　　提出する決算書と同じ年度の納税証明書
- c 固定資産税（固定資産がない場合は、無資産証明）  
　　提出する決算書と同じ年度及び翌年度の納期到来分の納税証明書
- （イ）市内に事業所がない場合
- a 法人税、消費税及び地方消費税  
　　提出する決算書と同じ年度の納税証明書、もしくは、未納のないことの証明
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用していない事業者であること。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する事業者でないこと。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている事業者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている事業者でないこと等、経営状態が著しく不健全である事業者でないこと。ただし、会社更生法にあっては、更正手続開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続開始の決定を受けている事業者を除く。
- （5）納付すべき国税及び地方税に滞納がないこと。

## 6 スケジュール

事業者選定までの事務手順は、次のとおりとする。

1	公募期間	2026年（令和8年）1月30日（金）から 2026年（令和8年）2月13日（金）まで
2	質問期間	2026年（令和8年）1月30日（金）から 2026年（令和8年）2月13日（金）まで
3	参加申込書等、質問書提出の 締切	2026年（令和8年）2月13日（金）（必着）

4	質問に対する回答	2026年（令和8年）2月17日（火）までに市公式ホームページ上で回答
5	企画提案書等の提出	2026年（令和8年）2月24日（火）（必着）
6	選定結果の通知	2026年（令和8年）3月3日（火）頃

## 7 参加手続き

本事業に参加を希望される方は、「5 参加資格」を確認の上、次のとおり提出すること。

### （1）提出書類

- ア 参加申込書（様式1）：1部
- イ 団体概要書、会社案内等：1部
- ウ 「5 参加資格（1）」に記載の書類を提出すること。

### （2）提出書類の提出場所及び方法

#### ア 受付期間

2026年（令和8年）1月30日（金）から2026年（令和8年）2月13日（金）まで（持参の場合、平日の正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時まで）。

#### イ 提出方法及び提出先

提案募集事務局へ持参または郵送（受付期間内必着。特定記録郵便、簡易書留、書留のいずれかの方法に限る）により提出すること。持参の場合は提出予定日の前開庁日の午後5時までに、提案事務局に提出時間を連絡すること。郵送の場合は発送後に提案募集事務局へ電話又はメールで連絡すること。

## 8 質疑

本プロポーザルに関する質疑がある場合には、質問書（様式2）を提出すること。

### （1）受付期間

2026年（令和8年）1月30日（金）から2026年（令和8年）2月13日（金）午後5時まで。

### （2）提出方法及び提出先

提案募集事務局へ電子メールにより提出。メールのタイトルを「プロポーザル質問書（携帯電話（スマートフォン））」とし、送信後に提案募集事務局へ電話で連絡すること。

### （3）質問への回答

2026年（令和8年）2月17日（火）までに市公式ホームページ上で回答する。なお、回答に対する再質問は受け付けない。

## 9 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

ア 企画提案書：原本1部、写し7部

企画提案書作成要領（別紙2）に基づき作成したもの。

イ 業務責任者及び担当者届出書（様式3）：原本1部、写し7部

ウ 見積書（様式4）：原本1部、写し7部

エ 受託実績報告書（様式5）：原本1部、写し7部

### (2) 提出書類の提出場所及び方法

ア 提出期限

2026年（令和8年）2月24日（火）必着（持参の場合、平日の正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時まで）。

イ 提出方法及び提出先

提案募集事務局へ持参または郵送（受付期間内必着。特定記録郵便、簡易書留、書留のいずれかの方法に限る）により提出すること。持参の場合は提出予定日の前開庁日の午後5時までに、提案募集事務局に提出時間を連絡すること。郵送の場合は発送後に提案募集事務局へ電話又はメールで連絡すること。

## 10 選定方法

選定委員会において、企画提案書に基づき審査を施し、合計点が市が設定する基準点（全審査項目の合計点の6割）を超えていて、かつ点数が最も高い事業者を優先交渉事業者とし、点数が2番目に高い事業者を第2位優先交渉事業者とする。なお、最も高い得点の事業者が2以上あるときは、選定委員会が採択して、第一候補者を決定する。

### (1) 事業者選定結果通知

最終選定結果については、参加申込書記載の連絡先に、2026年（令和8年）3月3日（火）頃までに文書で発送する。

### (2) 評価基準等

企画提案書を審査する際の評価基準は「別紙 藤沢市携帯電話（スマートフォン）に関する環境構築及びサービス提供に係る公募型プロポーザル評価基準」とおりとする。

## 11 契約の締結について

優先交渉事業者決定後、仕様等の協議が整い次第、藤沢市携帯電話（スマートフォン）に関する環境構築及びサービス提供に係る契約を市と締結するものとする。

## 12 提案の無効に関する事項

次の各号に該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

### (1) 提出物に虚偽の記載があるとき

- (2) 優先交渉事業者の選考時点において、本実施要領の「5 参加資格」に掲げる資格のない事業者が提案したとき
- (3) 本実施要領の「3 役務の概要」の「(4) 提案の上限額」を超える提案をしたとき
- (4) 必要書類の提出方法、提出先、受付期間に適合しないもの
- (5) 複数の企画提案書を作成し、提案したとき
- (6) 提案に関して、談合等の不正行為があったとき、もしくはそれが疑われるとき
- (7) その他、市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反していることが判明したとき

### 1.3 その他

- (1) この事業に応募するために掛かる費用は、すべて事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書類等は、選考結果に関わらず返却しない。
- (3) 提案募集に参加する事業者は、優先交渉事業者決定後において、この実施要領等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てないこととする。
- (4) 提出された提案書の著作権は、提案の採否に関わらず、提案書を提出した事業者に帰属する。ただし、市が公表等にあたり、修正等が必要と判断した場合には、市は、無償で使用及び修正できるものとし、あわせて、提案書を提出した事業者は、著作者人格権を主張しないものとする。なお、提出書類は、本業務以外の目的で使用することはないが、提案書は、「藤沢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出される書類において、法人に関する情報を含む部分については、その旨を明記し、該当する部分を明らかにすること。
- (5) 参加申込書を提出した後、参加を取り下げる場合は、辞退届を任意書式で提出するものとする。

以上